

テレワークWGにおける検討事項

平成26年10月30日

総務省 情報流通行政局

1. 基本目標

まち・ひと・しごと創生本部決定(平成26年9月12日)

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

(1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

(2) 「東京一極集中」の歯止め

・地方から東京圏への人口流出(特に若い世代)に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

(3) 地域の特性に即した地域課題の解決

・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。

・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。

・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

3. 検討項目と今後の進め方

(1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

① 地方への新しいひとの流れをつくる

② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

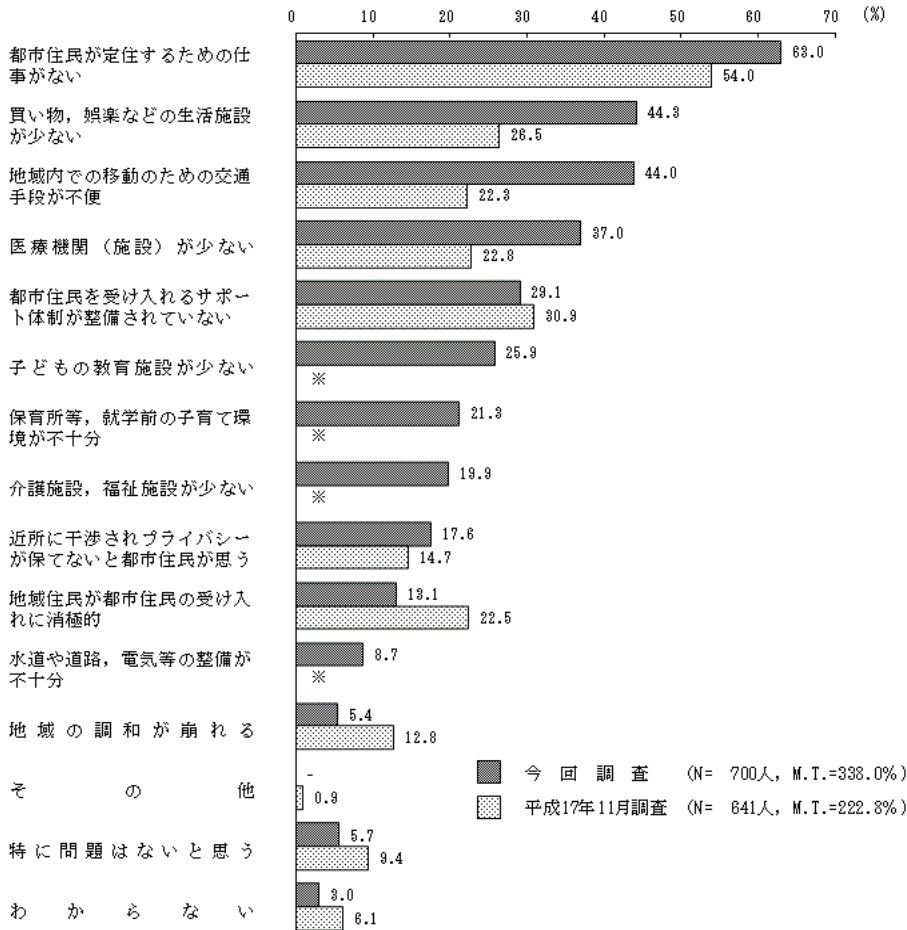
⑤ 地域と地域を連携する (後略)

ICTは、地方創生にどのように貢献できるのか？

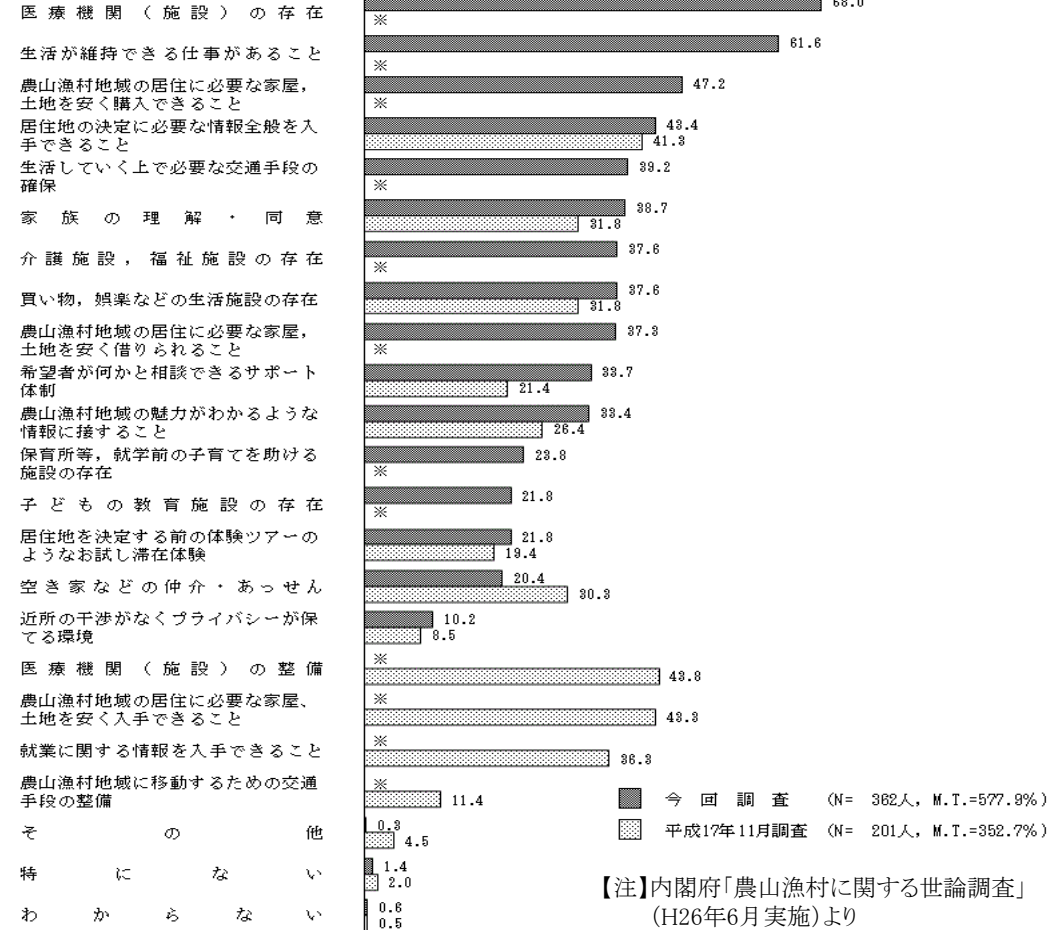
地方における定住・移住の課題

- 都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇(20.6%[H17]→31.6%[H26]、内閣府世論調査)。また、東京在住者の40.7%が地方への移住を検討している又は今後検討したいと回答(まち・ひと・しごと創生本部によるウェブ調査)。
- 一方で、「仕事がない」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」「サポート体制が整備されていない」「教育施設が少ない」「子育て環境が不十分」など、多くの問題点も存在。「家族の理解」や「必要な情報の提供」等も重要。

都市住民が農山漁村地域に定住する際の問題点(複数回答)



農山漁村地域への定住願望実現のため必要なこと(複数回答)



【注】内閣府「農山漁村に関する世論調査」(H26年6月実施)より

地方創生に貢献するICTとは？

◆ 地方創生にICTは必要不可欠。

【参考】 (株)いんどり・横石知二社長：「東京と地方とを同じ環境にするという意味で、ICT環境の充実は不可欠」(衆・地方創生特別委・地方公聴会(10/22))

【参考】 「距離は死に、位置が重要になる」(『2050年の世界』英エコノミスト誌は予測する～) 英エコノミスト編集部

◆ 地域情報化の取組を通じ、ICTによる地域活性化や地域課題解決には一定の成果を達成。

◆ しかし、「地方への人の流れをつくる」といった大きな潮流を呼び起こすには至っていない。

地方への
ひとの流れ

地方における定住・移住を増やす

- 地方で雇用を得て、安心して働ける
- 家族も安心して生活し、出産や育児ができる

地方への訪問者を増やす

- 地方の魅力に関する情報が、簡単に手に入る
- 仕事や観光で、安心して地方を訪問できる

ICT政策の
方向性

テレワークを中核としたICT利活用

- テレワークでいつでもどこでも働ける
- 生活に直結するサービスも遠隔で確保される
(医療、福祉、教育、買物、行政手続など)

Wi-Fiで補完する便利なICT基盤

- 地方の情報がスマホ等で多言語で収集できる
- 訪問先での災害時も情報がしっかり入ってくる

テレワーク等推進WGで検討

Wi-Fi整備推進WGで検討

本研究会にて地方のポテンシャルを引き出すICTの活用策を提示し、地方創生に貢献

背景

現状

- 生産年齢人口の減少
- 女性・高齢者における潜在的労働力の存在
- 地域における雇用創出・確保

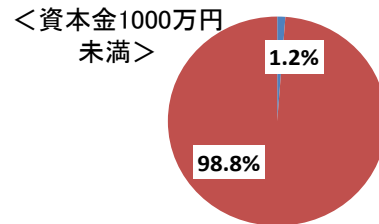
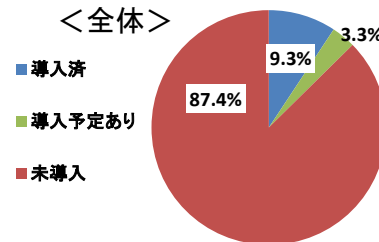
課題

- テレワーク導入が遅れている中小企業への対応（低廉なテレワークシステムの提示等）
- 導入企業の社内における低いテレワーク利用率（テレワークに対する低い意識、在宅勤務時に持つ疎外感等）
- 管理者における業務の進行管理・評価の在り方
- 女性にとって働きやすいワークスタイルの確立

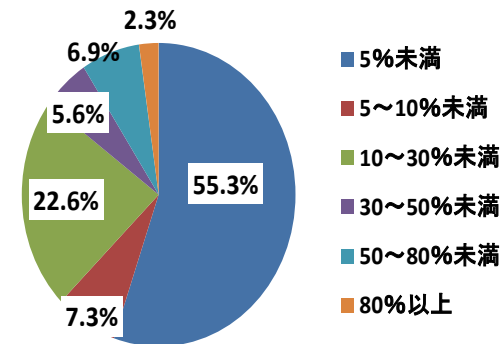
【目標】（「世界最先端IT国家創造宣言」におけるKPI）

- ・ 2020年までに導入企業等3倍（2012年度比）
- ・ 2020年までに雇用型在宅型テレワーカー数10%以上

【テレワーク導入企業の割合】



【テレワーク制度を利用する従業員の割合】



（出所）総務省「平成25年通信利用動向調査」

総務省の取組

これまでの取組

テレワークの普及促進に向けて、「テレワークセキュリティガイドラインの策定・改訂（平成16,18,24年度）」、「試行・体験プロジェクト（平成19-21年度）」、「専門家派遣・セミナー開催（平成24年度～）」を実施。

今後の取組

今年度（平成25年度補正予算）の「中小企業等を対象としたモデル実証」、「専門家派遣、セミナー開催」を拡充・発展させる形で、平成27年度予算において以下の取組を要求。

- ①「バーチャルオフィス等の実証」、②「ライフスタイル等に応じたモデルの実証」、③「有識者活用の人的支援体制」、④「セミナー開催等」

海外の状況

米国

- ・ テレワーカー数：約3400万人（就業者人口の約25%、2002年）
- ・ 80%以上の企業でテレワーク導入（2011年）
- ・ 2010年にテレワーク強化法成立
→ 連邦政府と省庁でのテレワークを推進

2000年度

「e-japan戦略」(2001.1 IT戦略本部決定)

【**具体的な社会像**】 [就労]交通手段に依存することなく、ネットワークを通じて職場とつながることにより、各人が年齢や性別に関わりなく希望する仕事をしつつ、生活の場を選択することが可能となる。

2003年度

「e-japan戦略Ⅱ」(2003.7 IT戦略本部決定)

【**実現したいこと**】 2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割となることを目指す。

【**方策実施上の課題と対応**】 企業がテレワークを導入するにあたり、理解・認知の遅れや労務管理等の運用面の問題があることから、導入のためのガイドライン(セキュリティ対策、健康管理面の対策含む)を整備する等、テレワークの普及促進を図る。

2005年度

「IT新改革戦略」(2006.1 IT戦略本部決定)

【**目標**】 2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現

【**実現に向けた方策**】 高齢者・障害者・介護者・育児期の親等個々が置かれた状況に応じ能力が最大限に発揮されるようなテレワークに関する企業内制度や労務管理の導入、セキュリティ対策の体制・運用の充実、労働関連制度に関する従来型の規制の見直しなど、産官学の連携の下、テレワークの飛躍的拡大に向けた取組を推進する。

2007年度

「テレワーク人口倍増アクションプラン」(2007.5.29テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)

【**基本認識**】 政府を挙げて、また、産学官連携の下、テレワークの円滑な導入を促進するための施策を総合的、重層的かつ集中的に実施

【**目標**】 2010年までを集中的な推進期間とし、「2010年までに2005年比でテレワーカー人口比率倍増を図り、テレワーカーの就業者人口に占める割合2割を達成すること」を目指す。

2010年度

「新たな情報通信技術戦略」(2010.5.11 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

【**分野別戦略**】 高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進する

【**中長期の取組**】 2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする(「新たな情報通信技術戦略 工程表」より)

2013年度

「世界最先端IT 国家創造宣言」(2013.6.14 閣議決定、改訂:2014.6.24 閣議決定)

【**目指すべき社会・姿を実現するための取組**】 若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、(中略)多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現

2014年度

【**KPI**】 2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上(にする)

2004年度
2006年度
2007年度
2008年度
2009年度
2010年度
2011年度
2012年度
2013年度
2014年度
2015年度

e-japan
戦略Ⅱ
(2003.7~)

IT新改革
戦略
(2006.1~)

テレワーク
人口倍
増アクション
プラン
(2007.5~)

新たな情
報通信
技術戦
略
(2010.5~)

世界最
先端IT国
家創造
宣言
(2013.6
~)

○テレワークセキュリティガイドラインの策定(2004)
民間企業等がテレワークを導入する際に、情報セキュリティ上留意すべき点について
ガイドラインを策定

○テレワークセキュリティガイドラインの改訂(第2版)(2006)
・技術進展等を踏まえた更新(ファイル交換ソフト、私物パソコンの利用等)

○ 実証実験プロジェクト等 【予算額:3.0億円(2007)、3.0億円(2008)、
3.0億円(2008補正)、3.0億円(2009)、2.0億円(2010)】

■ テレワーク試行・体験プロジェクト(2007-2009)
厚生労働省と連携して、安心・安全で容易にテレワークの導入が可なる共同利
用型のテレワークモデルシステムを提示。

■ 先進的テレワークシステム実験(2007-2009)
企業テレワーク、障害者テレワーク、有資格者テレワーク、SOHOテレワーク、
医療テレワーク等、特定分野・業務におけるテレワークシステム導入実験を実施。

■ 次世代ネットワークテレワークシステム実験(2008-2010)
次世代ネットワークを活用したテレワークシステムを構築、高度な業務への対応、
複数企業による共同利用実験を実施。

◆テレワーク導入ガイドの策定
・企業の経営者向け(2008年度)
・企業のマネージャー向け(2008年度)
・地方自治体向け(2009年度)

◆テレワーク環境整備税制
(2007-2011:実績4件)
テレワーク関係設備の導入を
行う企業に対し、固定資産税の
軽減措置を実施

the telework guidebook
(2009 国交、総務、厚労、経産、
日本テレワーク協会等)
企業のためのテレワーク導
入・運用ガイドブックを策定

○テレワーク実施上の効果・課題の収集・分析(2011) 【予算額:0.7億円】
・ストレスのないプレゼンス管理等/テレワーク導入の適切な目的設定
・テレワーク導入・拡大を検討する企業へのトータル支援サービス等

○テレワーク全国展開プロジェクト(2012-2013) 【予算額:0.7億円(2012)、0.7億円(2013)】
中小企業等へテレワーク専門家の派遣・全国でのセミナー開催

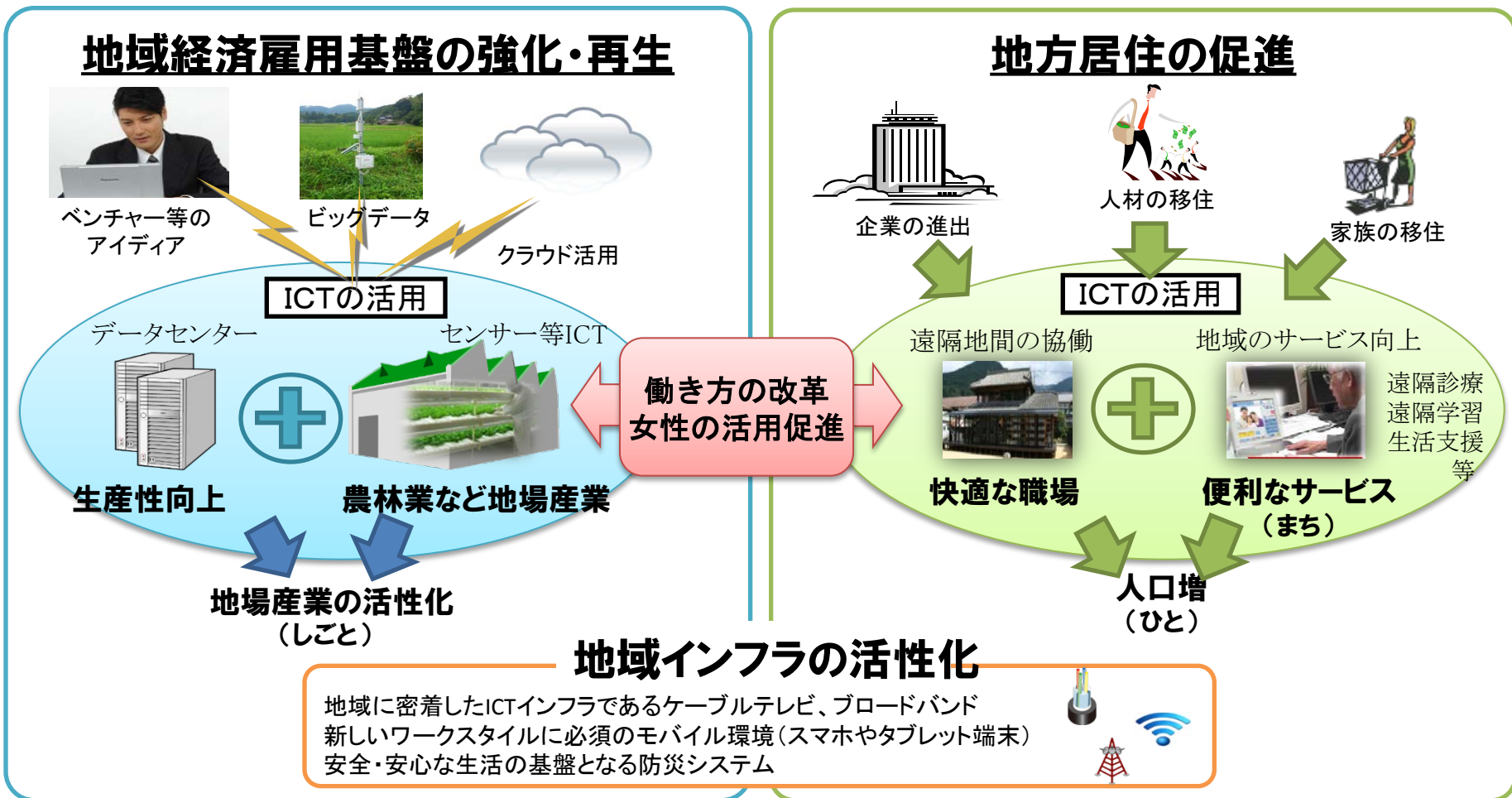
○テレワークセキュリティガイドラインの改訂(第3版)(2012)
・技術進展等を踏まえた更新(シンクライアント、スマホ・タブレット等)
・セキュリティ対策として重要な事項を33か条とし実施主体別に提示

○スマートプラチナ社会構築事業(2014) 【予算額:15.5億円の内数(2013補正)】
スマートプラチナ社会構築事業の一環として、多様で柔軟な働き方の確立・普及
に向けた実証等を実施

○ICTを活用した新たなワークスタイルの実現(2015) 【予算要望額:5.0億円】
①バーチャルオフィス等による新たな就労形態(実証)
②就業環境・ライフスタイルに応じた柔軟な就労形態(実証)
③テレワークアドバイザー等の派遣 ④セミナー等の開催を通じた普及啓発活動

- 光ファイバ等の超高速ブロードバンド(固定系)の利用可能世帯は98.7%に達したが、依然として全く利用できない地域が残されている状況。中山間地や過疎地等の活性化に、ICTは不可欠な道具。
- サテライトオフィスを核に家族も含めた移住増・雇用増を達成した徳島県神山町のモデル等を参考に、地方の埋もれた人材や雇用を引き出し、女性等の働き方を変革するテレワーク等のICT利活用の推進策を検討。

<ICTを活用した地方創生のイメージ>



1. 地方へのひと・しごとの流れ

- ▶ ひと・しごとを地方に流れるようにするには、また、地方からの流出を防ぐためには、どのような手段があり、どのような課題があるのか。

2. サテライトオフィス、ふるさと勤務の活用

- ▶ 研究会ではサテライトオフィス・ふるさと勤務の提案があったが、地方の雇用を引き出すテレワークにはどのような形態があるか。
- ▶ サテライトオフィスはプロジェクトベースで試行的に活用することも可能であり、例えば中核都市での大企業が利用する形態もあり得るとの意見があったが、このように人を出す側と受け入れ側の組み合わせによりモデルの類型化が可能ではないか。その際モデルの類型としてどのようなものが考えられるか。

(例)

受け入れ都市の形態	最適な業種	最適なテレワーク形態
離島	クリエイティブワーカー（ベンチャー企業）	サテライトオフィス
中核都市	企画職（中小企業） 営業職（大企業）	サテライトオフィス ふるさと勤務

- ▶ あわせて、テレワーカーの属性（女性、障がい者、高齢者等）による、モデル類型もあり得るのではないか。
- ▶ 類型ごとのテレワークモデル（サテライトオフィス、ふるさと勤務）の促進にあたっての課題とは何か（就業規則の適用方法、発注業務の安定的供給等）、また推進方策はどのようなものが考えられるか。
- ▶ 課題解決や推進方策には、ICTがどのように貢献できるか。
- ▶ 持続可能性が重要であるとの意見や、人材と仕事のマッチングが難しいとの意見もあったが、持続可能性のため、マッチング機能も含めたモデルの確立が必要ではないか。

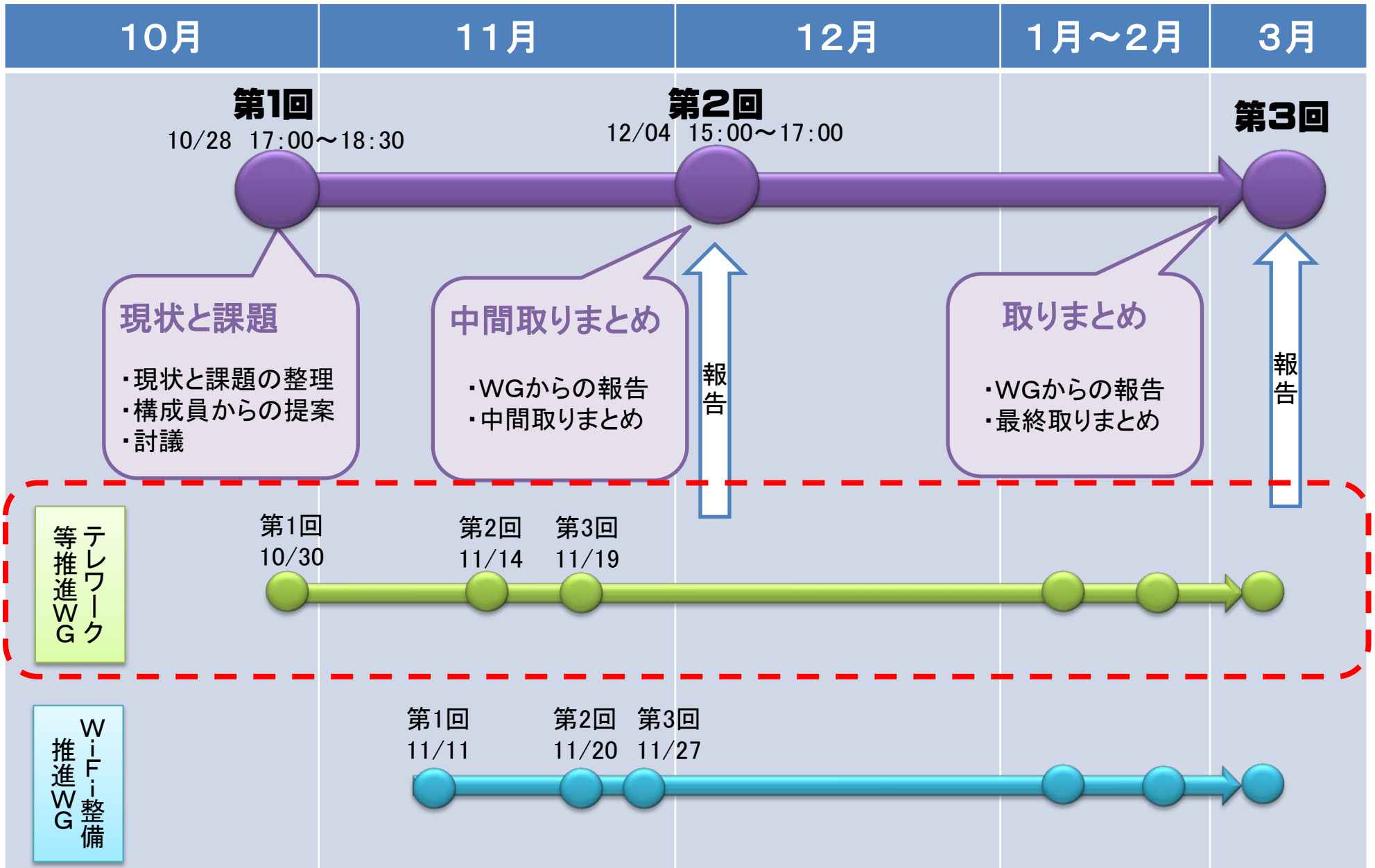
3. 定住環境の構築

- ▶ テレワーカーのみならず、家族を含めた移住・定住を促す環境として具備すべき機能は何か。例えば、遠隔医療や遠隔教育、買い物支援、簡便な行政手続きなどが考えられると思われるが、その機能の提供の仕方はどうあるべきか。その際、地方の特色あるコンセプトが重要との意見があったが、上記のテレワークモデルの類型とあわせてどのように考えるべきか。
(例) 特区であれば、大企業のサテライトオフィス・ふるさと勤務のモデルベースに加え、行政手続きのオンライン化の拡充などを組み合わせることが有効ではないか
- ▶ ICTを活用してその環境を実現するためにはどのような方策があるか。例えば、極力低廉に提供するため、基盤となる共通機能と地域の課題を解決するオプション機能に分けて提供する仕方があり得るのではないか。
(例) テレワークを可能とする機能をベースとしつつ、遠隔医療や遠隔教育のオプション機能を提供
- ▶ これらの環境整備において、有効な地域資源の活用にも取り組むべきではないか(例：地域の古民家や廃校の活用等)。
- ▶ 上記システムの横展開を可能にしていくため、コスト面や運営主体といった課題をどのようにクリアすべきか。

4. その他

- ▶ 地域経済の活性化に向けた、地域の特産品等の魅力に関する情報発信のあり方はどのようなものがあるか。例えば、地方放送局のローカルコンテンツの海外配信などがあり得るのではないか。

研究会のスケジュール(案)



定住促進、人口増加に貢献
(徳島県神山町等のサテライトオフィスプロジェクト)

徳島県は、カバー率98.8%のFTTH網と公設民営方式の光CATV(加入率88.3%)を全県域に整備し、全国屈指の高速ブロードバンド環境を実現。

オフィス開設・運営費用への補助(通信費、古民家改修費用等)などの支援も充実

過疎地域にサテライトオフィスを整備、ICTベンチャー系企業の誘致を推進



古民家や蔵を改装したサテライトオフィス

首都圏のICTベンチャー系企業※を対象に本格展開

※クラウドサービス企業、情報配信サービス企業、Webデザイン企業、デジタルコンテンツ制作企業等

徳島県内4市町※に、**23社が20拠点に進出**
(うち2社は予定)

※神山町、美波町、三好市、徳島市

3年間で76世帯113名が移住 (徳島市を除く)

47名の地元雇用を創出

神山町ではH23にS45以降、初めて「社会増」が「社会減」を超過
(3年間で51世帯81名が移住)

神山町は、総務省からの支援により、
・基盤整備事業(H12, 16年度に総額約3億円、神山町の地域公共ネットワーク等を整備)、
・利活用事業(H19~21年度に総額約9千万円、神山ワーク・イン・レジデンスのWebシステム等を整備)を実施

テレワーク分野に関する政府の方針

●経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日 閣議決定）

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1) 女性の活躍、男女の働き方改革

(前略)ジョブ型正社員、短時間正社員など多様な正社員の普及やテレワークの推進に取り組むとともに、労働時間に関する意識改革への取組や働いた成果が適正に評価されるような仕組みへの改善を支援する。(後略)

●「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策（企業等における女性の登用を促進するための環境整備）

⑦ 企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進

(前略)あわせて、朝早く出社し夕方に退社する「朝型」の働き方の普及、フレックスタイム制度の見直しなど、柔軟で多様な働き方の推進について検討を進めるとともに、テレワークの推進に向け、新たなモデルの構築、導入ノウハウの提供等に取り組む。

●世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）

Ⅲ 2(5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現

若者や女性、高齢者、介護者、障がい者をはじめとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのITサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

このため、特に就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や、少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進する。